（注記事項）
１．追加情報
当事業年度より、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（国立大学法人会計基準等検討会議平成28年２月１日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会　平成28年４月21日最終改訂）を適用している。
２．貸借対照表関係
⑴　引当外退職給付見積額　12,268,579千円
⑵　引当外賞与見積額　1,114,623千円
⑶　債務保証の総額　7,902,355千円
⑷　担保に供している資産　14,717,812千円
担保に対応する債務　7,802,463千円
⑸　利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの
①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの
附属病院に関する借入金の元金償還額の累計　28,635,534千円
当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計　18,891,052千円
利益剰余金に与える影響額（差引き）　9,744,481千円
②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの
法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額の累計　1,411,354千円
③　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　329,618千円
④　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　318,411千円
11,803,865千円
３．損益計算書関係
⑴　当期総利益のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの
①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの
附属病院に関する借入金の元金償還額　1,971,124千円
当該借入金により取得した資産の減価償却費　1,164,355千円
当期総利益に与える影響額（差引き）　806,769千円
②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの
法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額　―千円
806,769千円
４．減損関係
減損を認識した資産
⑴　非常勤講師宿泊施設
・資産の用途：宿泊施設
・資産の種類：建物
・資産の場所：長野県長野市西長野６―口
・帳簿価額等の概要：　77,241千円
・減損の認識に至った経緯
これまで当該施設を利用して実施していた講演会や研究会は、再整備された他の講義室等を利用している。
また、学生の合宿利用や附属学校児童生徒の宿泊研修での利用が減少しているため減損を認識した。
・減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の内訳
損益計算書に計上した金額　―千円
損益計算書に計上していない金額　55,613千円
・回収可能サービス価額の算定方法
帳簿価額に、当該資産につき使用が想定される部分の割合（28％）を乗じて算定した。
（取得時の利用人数2,440人、平成27年度利用人数実績676人）
⑵　液体窒素タンク用コンクリート基礎
・資産の用途：コンクリート基礎
・資産の種類：構築物
・資産の場所：長野県松本市旭３―１―１
・帳簿価額等の概要：２基　2,972千円
・減損の認識に至った経緯
平成27年度基幹・環境整備機械設備工事時、当該基礎の上に設置していた液体窒素タンクを移設した。
包括先進医療棟新営その他工事で全撤去を行うまでに使用する見込みがないため減損を認識した。
・減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の内訳
損益計算書に計上した金額　2,972千円
損益計算書に計上していない金額　―千円
・回収可能サービス価額の算定方法
正味売却価額を採用し、市場性がないため、正味売却価額は備忘価額１円として算定した。
５．資産除去債務関係
本学において、⑴石綿障害予防規則等の規定に基づく建物のアスベスト除去義務、及び⑵土地の賃貸借契約等に伴う原状回復義務について、この除去費用を資産除去債務として計上した。
なお、算出にあたり、使用見込期間を取得から５年～34年と見積もり、割引率は資産除去債務計上時の長期プライムレートとした。
⑴　石綿障害予防規則等の規定に基づく建物のアスベスト除去義務
①　松本キャンパス学生食堂
事　由　飛散防止措置済みのアスベスト除去費用（購買室、食堂、浴室の天井裏）
使用見込期間　３年
②　医学部芙岳寮（学生寄宿舎）
事　由　飛散防止措置済みのアスベスト除去費用（厨房天井裏）
使用見込期間　償却済み資産
③　繊維学部附属農場機械蚕室
事　由　飛散防止措置済みのアスベスト除去費用（天井裏）
使用見込期間　償却済み資産
④　松本キャンパス本部旭会館煙突　外14本
事　由　アスベスト含有保温材を有する煙突の撤去費用
使用見込期間　13年　外